

北海道入札監視委員会設置要綱新旧対照表

改 正	現 行	摘 要
<p>第1 目的 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、建設工事及び工事に係る設計、測量、地質調査等の委託業務（以下「工事等」という。）における入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するため、北海道入札監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>第2 所掌事務 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。 （1）北海道が発注した工事等に関し、入札・契約手続の運用状況等の報告を受けること。 （2）北海道が発注した工事等のうち委員会が抽出したのに関し、一般競争入札、公募型指名競争入札等に係る参加資格の設定理由及び経緯並びに指名競争入札等に係る指名の理由及び経緯等についての審議を行い、意見の具申、勧告を行うこと。 （3）北海道が発注する公共工事等に係る入札契約制度の適正化に関する事項について、入札契約制度の適正化に関する連絡会議設置要綱第4の3に定める事項の審議を行い、意見の具申を行うこと。 （4）北海道が発注した工事等に関し、入札・契約手続に係る再苦情の審議を行うこと。 （5）工事等に係る指名停止等における苦情処理要領第4の2（2）に定める再苦情の審議を行うこと。 （6）談合情報の審議等に関すること。 （7）北海道職員からの公共調達に係る通報に関すること。</p> <p>第3 委員等～第5 意見の聴取等 （省略）</p> <p>第6 委員の除斥 委員は、第2の（4）及び（7）の事務について、自己又は3親等以内の親族の利害に関係ある事項の審議に加わることができない。</p> <p>第7 委員の守秘義務～第9 その他 （省略）</p> <p>附則 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。 この要綱は、平成15年6月2日から施行する。 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。 この要綱は、平成18年8月1日から施行する。 この要綱は、平成19年1月25日から施行する。 この要綱は、平成19年8月30日から施行する。</p>	<p>第1 目的 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、建設工事及び工事に係る設計、測量、地質調査等の委託業務（以下「工事等」という。）における入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するため、北海道入札監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>第2 所掌事務 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。 （1）北海道が発注した工事等に関し、入札・契約手続の運用状況等の報告を受けること。 （2）北海道が発注した工事等のうち委員会が抽出したのに関し、一般競争入札、公募型指名競争入札等に係る参加資格の設定理由及び経緯並びに指名競争入札等に係る指名の理由及び経緯等についての審議を行い、意見の具申、勧告を行うこと。 （3）北海道が発注した工事等に関し、入札・契約手続に係る再苦情の審議を行うこと。 （4）北海道が発注する公共工事等に係る入札契約制度の適正化に関する事項について、入札契約制度の適正化に関する連絡会議設置要綱第4の3に定める事項の審議を行い、意見の具申を行うこと。 （5）工事等に係る指名停止等における苦情処理要領第4の2（2）に定める再苦情の審議を行うこと。</p> <p>第3 委員等～第5 意見の聴取等 （省略）</p> <p>第6 委員の除斥 委員は、第2の（2）及び（3）の事務について、自己又は3親等以内の親族の利害に関係ある事項の審議に加わることができない。</p> <p>第7 委員の守秘義務～第9 その他 （省略）</p> <p>附則 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。 この要綱は、平成15年6月2日から施行する。 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。 この要綱は、平成18年8月1日から施行する。 この要綱は、平成19年1月25日から施行する。</p>	<p>再苦情の審議について、項を並替え整理</p> <p>談合情報の審議について追加 内部通報窓口について追加</p> <p>第2の整理、追加に伴い整理</p>